

# 平成30年度 国民健康保険税のお知らせ

## 国保税は国保を支える大切な財源です

国民健康保険（国保）は、被保険者（加入者）の皆さんが病気やけがをしたときに安心して治療を受けるための制度で、皆さんが納める国民健康保険税（国保税）によって支えられています。

## 国保税の納税義務者は『世帯主』です

国保税の納税義務者は世帯主です。そのため、世帯主が国保以外の健康保険（社会保険や後期高齢者医療保険など）に加入していても、家族のどなたかが国保に加入している場合には、世帯主が納税義務者となります。

## 国保税の納税通知書について

- 年度当初の納税通知書は7月中旬にお送りします。
- 年度の途中で資格異動（出生、死亡、転入、転出、他の社会保険への加入・離脱など）があった際には、14日以内に市民税務課で手続きを行ってください。この場合は国保の加入期間に応じて「月割計算」となり、手続きをした翌月以降に変更分の納税通知書をお送りします。

（例）

8月に国保に加入したら

|   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月  | 月  | 月  | 月 | 月 | 月 |

8月から3月までの8か月分を課税します。  
（年間の国保税 × 8/12）

8月に国保を離脱したら

|   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月  | 月  | 月  | 月 | 月 | 月 |

4月から7月までの4か月分を課税します。  
（年間の国保税 × 4/12）

## 国保税の税率は次のとおりです

国保税は、次の表の①～③をそれぞれ計算して合計した金額となり、加入者の所得や人数などに応じて世帯ごとに異なります。

平成30年度から廃止しました！

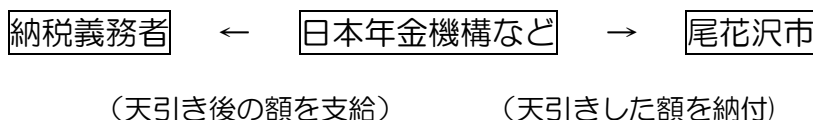
| 区分<br>（課税対象年齢）            | ①所得割<br>（前年所得額-33万円） | 資産割<br>（固定資産税額） | ②均等割<br>（加入者1人あたり） | ③平等割<br>（世帯あたり） | 限度額         |
|---------------------------|----------------------|-----------------|--------------------|-----------------|-------------|
| 医療分<br>（0～74歳）            | 8.5%                 | 19.0%           | 26,900円            | 26,000円         | <u>58万円</u> |
| 後期高齢者<br>支援金等分<br>（0～74歳） | 2.6%                 | 6.0%            | 8,500円             | 7,000円          | <u>19万円</u> |
| 介護納付分<br>（40～64歳）         | 1.8%                 | 8.0%            | 9,400円             | 6,000円          | <u>16万円</u> |

- 所得割額を算定するための基準額は、当該年度の前年所得額から 33 万円（基礎控除額）を控除した額です。
- 前年所得額には、不動産や株式等の譲渡所得も含まれます。
- 課税限度額とは、一世帯（納税義務者）あたりに課税する年間の上限度額です。

## 国保税の納付方法は3通りです

### ①特別徴収（公的年金からの天引き）

納税義務者が納付すべき国民健康保険税を日本年金機構などが代わりに徴収（年金天引き）し、それを日本年金機構などが尾花沢市に納付する制度です。



次のすべてに該当する方は、自動的に年金から天引きされます。

- 世帯主が国保に加入していること。
- 国保加入者全員が、65 歳から 74 歳であること。（ただし、世帯主が年度途中で 75 歳に到達する場合は対象外）
- 天引きの対象となる公的年金の年額が 18 万円以上あり、国保税と介護保険料の合計額が年金受給額の 2 分の 1 以下であること。

※国保税の未納がない方は、申出により特別徴収から口座振替による納付へ変更することができます。詳しくは、お問い合わせください。

### ②普通徴収（口座振替）

### ③普通徴収（納付書）

同封の納付書で納めてください。口座振替による納付を希望される場合には、市内金融機関の窓口で手続きをお願いします。

《納期》

| 納付月  | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 普通徴収 |    |    |    | 1期 | 2期 | 3期 | 4期  | 5期  | 6期  | 7期 | 8期 |    |
| 特別徴収 | ●  |    | ●  |    | ●  |    | ●   |     | ●   |    | ●  |    |

## 国保税には軽減制度があります

### 低所得世帯に対する軽減

世帯の所得額が次の基準に該当する場合、均等割と平等割が減額されます。

|      |   |
|------|---|
| 軽減割合 | 所得基準（世帯主・被保険者・特定同一世帯所属者の所得合計）             |
| 7割軽減 | 33万円以下                                    |
| 5割軽減 | 33万円＋ <u>27.5万円</u> ×（国保加入者＋※特定同一世帯所属者）以下 |
| 2割軽減 | 33万円＋ <u>50万円</u> ×（国保加入者＋※特定同一世帯所属者）以下   |

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険に加入していた方が後期高齢者医療保険の被保険者となり、国民健康保険の資格を喪失した後も同一世帯に属する方です。

### 【留意事項】

- 1.所得の申告をしていないと軽減判定ができません。収入がない方も忘れずに申告してください。（学生であっても18歳以上であれば申告が必要です。また、市外在住でも尾花沢市の国保に加入している（住所地特例）場合や1月2日以降に転入した場合は、1月1日現在の住所地で申告してください。）
- 2.軽減判定をする場合の所得額は、国保税の所得割額を算定する場合の所得額と異なります。
  - ・65歳以上の公的年金受給者は年金所得から15万円控除します。
  - ・事業所得は専従者給与を差し引く前（専従者控除前）の金額です。
  - ・分離譲渡所得は特別控除前の金額です。

### 失業者に対する軽減

解雇・倒産・雇止めなど、会社の都合で退職された方は軽減される場合があります。軽減を受けるには申請が必要ですので、市民税務課で手続きを行ってください。

（ハローワークで発行される雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由のコードが〔11、12、21～23、31～34〕が対象です。）

### 後期高齢者医療制度への移行に伴う緩和措置

後期高齢者医療制度に移行することによって国保加入世帯の負担が大きく変わることはないように、次のような緩和措置が図られます。（申請は不要です。）

#### ①軽減判定について

低所得世帯に対する軽減を判定する際に特定同一世帯所属者の所得及び人数を含めて判定します。

#### ②平等割額の軽減について

後期高齢者医療制度への移行者が生じたことにより、国保加入者が一人になる世帯について、医療分と後期高齢者支援金等分の平等割額を減額します。（緩和措置期間は8年間で、最初の5年間は2分の1、残りの3年間は4分の1を減額）

（例）世帯主は後期高齢者医療制度、妻は国保の二世帯の場合

5年間

|            |         |
|------------|---------|
| 医療分        | 13,000円 |
| 後期高齢者支援金等分 | 3,500円  |



3年間

|            |         |
|------------|---------|
| 医療分        | 19,500円 |
| 後期高齢者支援金等分 | 5,250円  |

#### ③被扶養者であった方の減免について（緩和措置期間は当分の間）

社会保険などから後期高齢者医療制度に移行することにより、社会保険などの被扶養者から国保の被保険者となった65歳以上の方（旧被扶養者）については、次のような減免を受けることができます。

- ・旧被扶養者に係る所得割額を全額免除します。
- ・旧被扶養者に係る医療分と後期高齢者支援金等分の均等割額を半額にします。（7割及び5割軽減世帯を除く）
- ・旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、平等割を半額にします。（7割及び5割軽減世帯を除く）

### 国保税には減免制度があります

災害やその他特別な事情により著しく担税力がなくなった方に対する一時的な救済措置として、尾花沢市国民健康保険税条例及び尾花沢市国民健康保険税減免規則に基づく減免を受けることができます。申請が必要ですので、市民税務課市税係にご相談ください。

※減免に該当しない方でも、事情により納付が困難な場合には分割納付の相談も受け付けていますので、市民税務課収納係にご相談ください。

